

2008年12月1日

沖縄総合事務局長

福井武弘 殿

ジュゴンネットワーク沖縄

ジュゴンネットワーク沖縄事務局長・土田武信

電話&ファックス：098-894-3121 携帯：090-1870-1084

903-0804 那覇市首里石嶺町 2-228

沖縄自然環境を守るネットワーク土田事務所気付

## 泡瀬干潟保全アピールについて

前略

私たちジュゴンネットワーク沖縄は、別添のとおり、泡瀬干潟保全アピールを表明します。  
私たちは、同アピール記載のとおり、貴職に対し、下記事項の要請をいたします。

記

1. 泡瀬干潟埋立事業にかかる11月19日那覇地裁判決を尊重し、同事業工事を直ちに中止すること、そして、同事業を中止すること
2. 同事業の中止等を沖縄県並びに沖縄市に要請すること

以上

2008年12月1日

私たちは、改めて、国際的な保護動物ジュゴンの生息海域である泡瀬干潟の破壊を中止し、その保全を強く訴えます（泡瀬干潟保全アピール）

ジュゴンネットワーク沖縄

代表世話人 棚原盛  謝名元 慶 福

本件に関する連絡先：ジュゴンネットワーク沖縄事務局長・土田武信

電話&ファックス：098-894-3121 携帯：090-1870-1084

903-0804 那覇市首里石嶺町2-228 沖縄自然環境を守るネットワーク土田事務所気付

那覇地裁は今月19日、違法とまではいえないが不十分なアセスメントであった、また、泡瀬干潟埋立事業は、現時点において、経済的合理性はない等として、今後の公金支出等を禁止するという判決を言い渡し、埋立事業の中止を求める原告の請求を実質的に認めました。

当日、私たちも加わる「泡瀬干潟を守る連絡会」等は、沖縄総合事務局、沖縄県及び沖縄市に対し、「泡瀬裁判の判決にあたって、再度、泡瀬埋立事業の中止を要請」し、また、控訴の断念も要請しました（資料1参照）。

引き続き、同連絡会は23日、日本自然保護協会及び日本湿地ネットワークとともに、シンポジウム「これでいいのか!? 泡瀬干潟埋立!!～09年1月から始まるサンゴの生埋めを中止させよう～」を開催し、「歴史的な11.19那覇地裁判決を確定させ、泡瀬干潟を守り抜こう！」が採択されました（資料2参照）。

ところで、私たちは、2001年7月（埋立事業着手2002年の前年）、「私たちは、国際的な保護動物ジュゴンの生息域である泡瀬干潟の破壊に反対し、その保全を強く訴え」ました（添付資料3、4参照）。

私たちは、泡瀬干潟を守る連絡会等による前述の要請やアピールとともに、改めて、国際的な保護動物ジュゴンの生息域である泡瀬干潟の破壊を中止し、泡瀬干潟の保全を強く求めます。主な理由は、次のとおりです。

第一に、2001年アピールで求めたジュゴン保護計画がいまだ実現されていないばかりか、ジュゴンの生息海域を破壊する埋立事業だけは進み、「沖合いの護岸工事が進むにすぎない、最近では、アセスで全く影響予測がされていなかった地形変化と、これに起因すると考えられる海藻藻場の喪失が確認されている」（前述・シンポにおける日本自然保護協会報告）からです。海草藻場は、ジュゴンの食餌場です。

第二に、確かに、その後、泡瀬干潟海域及び周辺海域におけるジュゴン目撃例は少ない（資料4、5参照）。しかし、これは、私たちのジュゴン目視活動の弱さ、あるいは、泡瀬干潟海域におけるジュゴン生息環境の劣化等に起因するのかもしれないのであって、埋立・浚渫工事を止め、サンゴ礁生態系の保全をはじめ、ジュゴン個体群の回復に役立つ生息環境（ジュゴン保護海域等）を創出すれば、ジュゴンが戻ってくると考えられるからです。

第三に、埋立事業におけるアセス手続きにおいて、ジュゴンにかかるアセスが一切実施されなかったからです。確かに、アセス手続き後、泡瀬干潟を守る連絡会によるジュゴンの糞（と思われる）の発見（資料6参照）を受け、追加的調査が実施されましたが、ジュゴンの生息環境保全計画は立案されませんでした。

第四に、事業者側は、事後調査結果をモニターする環境監視委員会における「委員の意見や助言を無視し、科学的根拠にもとづいた影響予測・保全策をとろうとしていない」（前述・日本自然保護協会報告）からです。海草藻場の移植は失敗しているのに、事業を強引に推進させるなどという手法も、その典型例です。

そこで、関係行政機関、及び、関係議会に対し、以下の事項を要請いたします。

1. 泡瀬干潟埋立工事及び事業を中止すること（国、県、沖縄市）、中止を働きかけること（県・沖縄市議会）
2. 前述判決に対する控訴方針を撤回すること（県、沖縄市）、控訴を承認しないこと（県・沖縄市議会）
3. 県は、県議会での控訴議決不要方針を撤回し、県議会に対し控訴の承認を求めること（沖縄県）

以上

2008年11月19日

沖縄県知事 仲井真弘多 様

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟を支援する会

代表 亀山統一

訴訟弁護団

団長 原田彰好

泡瀬干潟を守る連絡会

共同代表 小橋川共男 漆谷克秀

連絡先 090-5476-6628(前川盛治・事務局長)

住所: 沖縄市字古謝 1171-3 コーポ MK 1階

電話・FAX 098-939-5622

**泡瀬裁判の判決にあたって、再度、泡瀬埋立事業の中止を要請する**

貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

1. さて、2005年5月に提訴し審理されてきました泡瀬裁判(泡瀬干潟埋立公金差止等請求事件)は、本日19日・午前11時に判決の言い渡しがありました。内容については、判決文を詳細に検討しなければなりません。私たちが訴えてきた、環境影響評価(アセス)の問題点については判決の中でも疑問が呈され、経済的合理性の点については、現時点での合理性の欠如から、最小限の費用で最大限の効果をあげることを要求する法に違反していると明言され、将来の公金の支出等の差し止めが認められています。

2. 私たちは、控訴するかどうか、判決文を分析し今後判断いたしますが、沖縄県知事におかれましても、次の問題点を考慮し、工事を即時「一時中断」し、控訴を断念し、工事の中止を決断していただくように、再度要請するものです。

問題点1. この事業を推進してきた沖縄市が、「一期容認、二期困難、一期事業の見直し」を表明し平成22年度を目途に沖縄市案を決定し、その後国・県と調整し事業計画を策定することになっていること。

問題点2. 沖縄市の事業見直しが確定するのが平成22年度であることから、沖縄県の埋立事業の目的(客船埠頭建設などの港湾整備)も現時点で実現可能かどうか、極めて不確定である状況であることから、沖縄県の進めている事業は少なくとも、事業計画が策定されるまでは「中断」されるべきであること。

問題点3. 今回の判決で、この事業に係わる環境影響評価(アセス)については不十分な点が散見されるとの指摘、アセスについての疑問が呈されており、今後の工事進行に当たっては、環境面に十分な配慮をすることが要求されること。

問題点4. 泡瀬干潟が、生物多様性の宝庫・世界に誇る干潟であり、沖縄県は保全の義務があること。

問題点5. この事業は、県民・市民に過大な財政負担を押し付けること。

問題点6. 国が事業を進めている理由の新港地区FTZの整備が、FTZ構想そのものが破綻していること、また、泡瀬干潟の貴重性が明らかになった現在、東埠頭の浚渫土砂の捨場として、泡瀬干潟が埋められることに合理性がないこと。

以上のことにより、再度下記事項を要請いたします。

**要請**

1. 泡瀬干潟埋立事業を中止すること。
2. 那覇地裁平成20年11月19日付判決に対する控訴を断念すること。

以上



## アピール(案)

### 歴史的な11. 19那覇地裁判決を確定させ、泡瀬干潟を守り抜こう！

2008年11月19日に言い渡しのあった那覇地裁判決は、泡瀬干潟埋立の歴史を大きく動かし、苦難のたたかいであった泡瀬干潟を守る運動に、まさに歴史を大きく変える、那覇地裁の判決が下った。公判で裁判長が読み上げる言葉は、最初は「却下」「認められない」が続き、完全敗訴かと思っていたその後、「知事は・・・一切の公金を支出し、又は契約を締結し若しくは債務を負担してはならない」と言葉が続いたときは、参加した原告、傍聴者は、興奮し感動した。

閉廷直後、「一部勝訴」を確認し、垂れ幕が法廷玄関まえに走った。

判決は、アセスの違法性を認めず不服ではあるが、画期的であった。要旨は次の通りである。①埋立事業に経済的合理性は無い。②県知事・沖縄市長は今後、埋立事業の公金を支出してはならない。③これまで支出した金額の損害賠償は却下。④アセスは、予測において検討が不十分、予測と検討がなされていないなど不十分も散見されるが、アセス法に反する違法なものであるとまでは言うことはできない。

この判決は、沖縄、本土における自然環境保全の戦いに大きな励みになり、それを支える大きな意義がある事はいうまでもない。対費用効果がない、経済的合理性がない無駄な公共事業が行われ自然が破壊されてきたこれまでの歴史に終止符が打たれたといっても過言ではない。諫早湾堤防の一時開堤の福岡高裁判決に続き、この那覇地裁判決は、環境破壊が続く日本の歴史を大きく変える端緒になるものと思われる。

さて、今後の戦い方である。この判決を確定させるため、沖縄県・沖縄市に控訴を断念させる取り組みが最重要・緊急課題である。全国各地の個人、団体から、県・市に「控訴するな」の声を届けることが急がれる。

私たちが、判決後直ぐに県・市に「控訴するな」の要請を行った。判決の当事者ではないが、埋立事業の当事者である国(沖縄総合事務局)にも「工事中止」を要請した。

判決の興奮も冷めやまぬ今日、11月23日、私たちは、シンポジウム「これでいいのか!?泡瀬干潟埋立!!～09年1月から始まるサンゴの生埋めを中止させよう～」を開き、そこでの討論の上、今後の運動を確認した。沖縄県・沖縄市・内閣府・環境省に要請を強化しなければならない。とりわけ、沖縄県は控訴するために控訴承認の手続き(県議会土木委員会での審議28日・本会議での承認12月2日)をすすめているので、県議会各派に働きかけ「控訴を断念」させる取り組みは重要である。幸いにも、県議会は「野党逆転」の状態である。県が控訴断念すれば沖縄市は自ずと控訴することができず、地裁判決が確定し、「泡瀬」中止の事態が実現する。暗闇の中で、微かな明かりでも探そうとしてきた戦いの歴史に大きな朝日が昇るときが、今きている。泡瀬干潟を子々孫々に残すことが決まるまで、頑張りぬこう。

シンポジウム「これでいいのか!?泡瀬干潟埋立!!

～09年1月から始まるサンゴの生埋めを中止させよう～」

2008年11月23日 沖縄市産業交流センター



私たちは、国際的な保護動物ジュゴンの生息域である泡瀬干潟の破壊に反対し、その保全を強く訴えます。(泡瀬干潟保全アピール)

海は人間の故郷です。沖縄の人々は、遠い昔から海とともに生きてきました。幸せは海の向こうからやってくるというニライカナイの心は、沖縄の人々の海への感謝の思いでもあります。とりわけ、干潮時、潮が引いてしまう干潟は、海と陸の重なる所です。ここでは陸と海で生まれた多様な生物が行き来しています。私たちもまた身近な、この干潟を行き来し多くの恵みを受けてきました。海の生物で、干潟の砂地に生えるアマモ類を糧に生きているのにジュゴンがいます。ジュゴンは、沖縄の人々にとって神であり、沖縄人発祥物語の主人公でもあるとする地域が少なくありません。それはジュゴンが干潟を接点に、わたしたち沖縄の人々の身近な存在として、生きてきた証しでもあります。

ジュゴンは、国の天然記念物であるとともに、国際的に保護が義務づけられている、絶滅のおそれのある哺乳類です。そのジュゴンの東アジアでの北限が沖縄です。ここ数年の私たちや研究者などの調査で確認されたジュゴンは、日米両政府によって新しい軍事基地が建設されようとしている辺野古を含む沖縄の東海岸で多く、アマモなどの海草の分布と重なっています。その中に中城湾海域が含まれていることはあまり知られていません。実は海草の分布でも三番目に多く、ジュゴン目撃やジュゴンの食み跡目視情報の多い所です。

戦後、久場崎など中城湾一帯でのダイナマイトによる捕獲の話や、1975年頃ホワイトビーチと津堅島間の海面でのジュゴン二頭の目視、1987年佐敷への死体の漂着、1999年のセスナ機による久高島周辺海域での目視、2000年、南西石油地先での目撃、泡瀬地先での食み跡の目撃など、泡瀬干潟を含む中城湾一帯がジュゴンの生息域になっているのです。

2000年10月、世界各国の政府や民間の代表が参加した世界自然保護会議(国際自然保護連合IUCN主催)は、沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全を日米両政府に勧告しています。ジュゴンに限れば、「ジュゴン個体群のさらなる減少を食い止め、さらに、その回復に役立つジュゴン保護対策を、できるかぎり早急に実施すること」そして「保全計画を早急に作成し、

これらの種と生息地の詳細な調査研究を行うこと」を求めています。そして「ジュゴンが周年生息する範囲は、現在では沖縄島の中部および北部の東海岸に限られ、これは沖縄のジュゴンの保全にとってこの範囲が極めて重要である」と指摘しています。つまり、ジュゴン保護の地域としてここも対象になっているということです。

今、国がやるべきことは、日本政府代表も参加した国際会議での勧告を重く受け止め、泡瀬干潟を含む中城湾を埋め立てて、ジュゴンの命の糧であるアマモ類を消滅させ、ジュゴンを絶滅に導くのではなく、ジュゴン保護のための詳細な調査の早急な実施と個体群回復のための保護対策を作成することでしょう。

ジュゴンを沖縄の海から失うことがあるとすれば、沖縄の人々は、沖縄人発祥物語の主人公を失い、神を失い、沖縄の心の文化を喪失することになります。心と自然の喪失に未来はありません。新しい世紀は自然との共生が課題です。そこで、私たちは訴えます。

泡瀬干潟の埋め立てに反対し、その保全を強く訴えるとともに、ジュゴン保護のための詳細な調査の実施と、さらなる個体群の回復のための保護策を早急に作成するよう、強く求めます。

2001年7月5日

ジュゴンネットワーク沖縄

連絡先：〒901-2223 沖縄県宜野湾市大山5-3-9

マリンガールプロダイブ気付

Tel：098-897-2234 FAX：098-897-2240

(<http://homepage2.nifty.com/~jaga/awase/awaseappeal.html> 掲載アピール)



## 沖縄島東海岸中城湾のジュゴン情報

### 1 中城湾西原町、(株)南西石油地先でのジュゴン目視情報

昨年、乗船中の船員さんが2000年10月26日、(株)南西石油地先でジュゴンを目撃したとの情報がジュゴンネットワーク沖縄に寄せられている。ちなみに、ジュゴンネットワーク沖縄は、これまでに、中城湾にかかる津堅島、久高島、沖縄市泡瀬の各沿岸域で潜水調査を含むジュゴン生息環境調査を実施している。

### 2 久高島地先(北東)でのジュゴン目視情報

1999年7月9日、セスナ機乗員(パイロット)による久高島北東のリーフ(ウフビシ)付近での目視情報。参照:ジュゴンネットワーク沖縄「1998年1月~1999年12月 ジュゴン目視記録(座礁・混入・迷入を含む)」同『沖縄のジュゴン保護のために(資料集)』(2000年7月)9ページ

### 3 泡瀬地先海草藻場でのジュゴン食み跡目視情報

「ところで、現在、沖縄市泡瀬地先では埋め立て計画が進められている。この一帯は沖縄島東海域でも、海草藻場面積が3番目に広いところである(170.6ha)。付近でのジュゴンの目視報告はないが、私たちの聞き取り調査では、ジュゴンの食み跡の目撃情報が寄せられている。海草藻場分布が限られている沖縄島にあっては貴重な海域であり、計画の変更が望まれる。」ジュゴンネットワーク沖縄「沖縄におけるジュゴン保護のために」(2000年1月27日)(前掲『沖縄のジュゴン保護のために(資料集)』24ページ)

### 4 中城湾佐敷町富祖崎でのジュゴンの死体漂着(1987年1月)

中城湾におけるこれまでの唯一のジュゴン漂着(ストランディング)記録だと思われる。このストランディングケースは、沖縄文化財百科<第4巻>17ページにも、写真入りで掲載されている。

### 5 ダイナマイト漁とジュゴン(沖縄戦直後?)

復帰前、沖縄戦直後と思われる時期に、いわゆるダイナマイト漁も行われた当時、久場崎の南側(いまの日本石油栈橋に近い)付近で、ジュゴン2頭が捕獲(?)されたことがある(01年6月18日等、ジュゴンネットワーク沖縄による泡瀬干潟付近調査のチャーター船・船長からの聞き取り)。

参照:「沖縄海域・近海におけるジュゴン・ストランディング(目視含む)データ」

(ジュゴンネットワーク沖縄2001年1月19日作成、同年5月21日更新)

(<http://homepage2.nifty.com/~jaga/awase/nakadugong.html> 掲載情報)

1998年1月 - 2008年9月  
ジュゴン目視位置図 (座礁・混獲・謎入を含む)



製作/細川2008年09月  
ジュゴンネットワーク沖縄



シュゴンの糞

2003年8月1日

泡瀬干潟を守る連絡会（譜久里茂撮影）

撮影場所 泡瀬干潟埋立予定地周辺

（余水吐護岸 南西方向50M付近）

